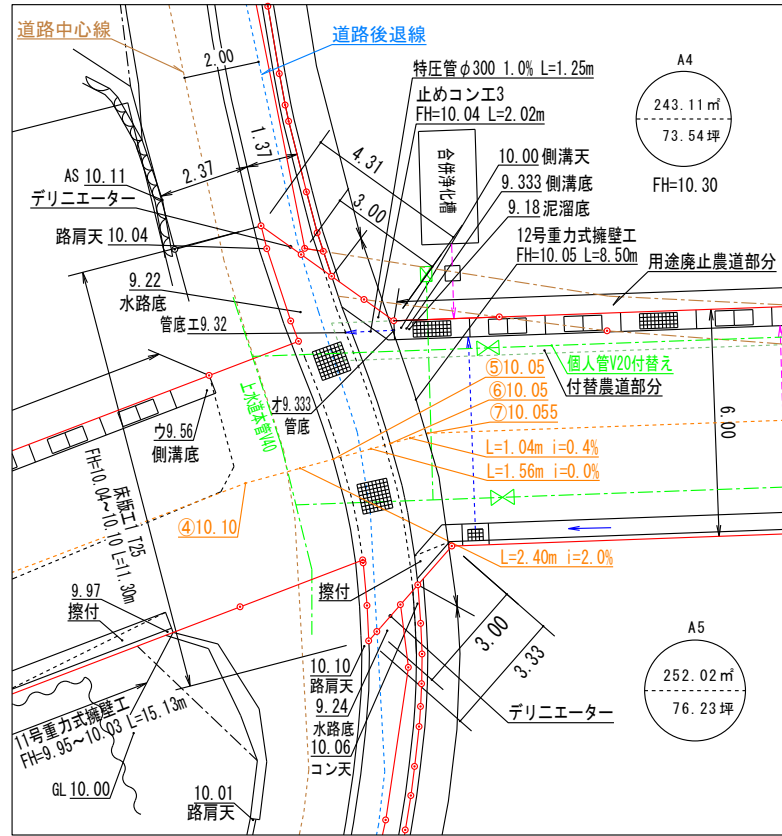


土地の所在

高松市新田町字本村甲710-1, 甲711-2, 甲715-1, 高松市新田町字若宮甲2549-4, 甲2549-5, 甲2558-3, 甲2559-6及び地先農道・水路, 市道

土地利用計画図

(施工業者の皆様へ) 施工前に地下埋設物の調査を行ってください。



凡	例	
宅内最終マス		泥溜15cm以上確保
水道		
バルブ		グレーチングT-25使用 泥溜15cm以上確保
街渠樹		

給水管はPPφ20で引込み・φ13のメーター
 宅内排水管の土被りは0.20以上確保すること
 宅内管勾配φ150以下は1%以上
 宅内最終樹から本管への管勾配φ150・1.0%とする
 車両通行部分で土被り0.6m以下はコンクリート全管巻
 車両通行部分の宅内樹は耐圧蓋を使用
 既設本管の位置、管底高は事前に現地調査を行う
 L型側溝集水樹はグレーチングT-25使用
 L型側溝集水樹枝管はVU150・1%以上
 新設本管への取付管は支管継ぎ手を使用する
 クリアランス10cm以上確保すること
 取付管の施設方向は可能な限り直角かつ直線的に施設する事
 (但し本管への枝管取付間隔は1.0m以上離す事)
 床版とL型側溝接続部は段差が無いように施工する事
 予定建築物は1戸建ての住宅
 通常水位5cm
 自由勾配側溝・NKマスはグレーチングT-25使用

- 高松市宅内樹基準
- 300 深さ80cm以下
 - 350 深さ90cm以下
 - 400 深さ100cm以下
 - 450 深さ120cm以下

* 開発に関する協議は最終樹から一次放流先までを協議するものである。
 30cm未満の高低差に用いる土留め壁は、審査対象外であるため設計者の判断による。
 本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議する事。
 開発区域内における法定外水路については、構造のみ審査対象とする。
 施設の同意については、管理者と十分協議を行ってください。
 電柱を開発道路内に設置しない事。
 宅地造成及び盛土規制法の許可を受けたものとみなす。

開発許可年月日

第 令和 年 月 日
 号 日

申請者

代表取締役
 佐野 力
 (株)建築家と創る家

作成者住所・氏名

行政書士
 石井 正志
 高松市春日町1643番地9

縮尺 1/400